

神 歯 発 第 388 号
神歯連盟発第31号
令和3年8月2日

会 員 各 位

公益社団法人神奈川県歯科医師会
会長 松 井 克 之
神 奈 川 県 歯 科 医 師 連 盟
会長 鶴 岡 裕 亮
(公印省略)

神奈川県における政府の緊急事態宣言発令について

日頃より本会並びに本連盟には格別なるご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、神奈川県では特措法に基づく緊急事態宣言が、令和3年8月2日～8月31日の期間で神奈川県全域を対象に発令されました。

本会では、全県民のワクチン接種が完了していない中で、神奈川県をはじめ首都圏1都3県の新規感染者数は増加し、これまでの記録を更新するなど、今回の緊急事態宣言の発令に、強い危機感をもっております。

つきましては、下記の感染拡大防止の徹底にご協力いただき神奈川県の歯科医療を守るため、会員の皆さま並びにスタッフ一人ひとりがリスクを避けた行動に心がけ、感染しないよう細心の注意を払っていただきますようお願いいたします。

記

1. 政府が示す「新しい生活様式」など基本的な感染防止対策の徹底

新型コロナウイルスの変異により、感染力が増し「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など「新しい生活様式」を実践することにより、感染リスクの軽減に努めてください。

2. 体調の悪い時は外出を控えてください

普段から体調管理には気を付け、体調が悪い時にはかかりつけ医やコールセンターへご相談ください。

3. 更なる感染防止対策の徹底を

本会が作成した歯科の「新しい診療様式」を再確認いただき、感染予防策、診療体制の整備にご活用ください。

本会ホームページ 歯科の「新しい診療様式」ポータルサイト

https://member.dent-kng.or.jp/admin/upl/shiryuu/response_guideline_ver5.pdf

4. 本会公式 LINE の登録をお願いします

新型コロナウイルス感染症の最新情報や保険情報、研修会のお知らせ等を LINE を通じてお送りしています。まだ、登録されていない会員には、右の QRコードまたは IDより友達追加してご登録いただきますようご案内いたします。



【参考】

特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針 (抜粋)

神奈川県のポータルサイト

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/70310/youseinaiyou.pdf>

3 実施する措置の内容

(1) 県民の外出自粛等

県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第 45 条第 1 項に基づき、生活に必要な場合 (※) を除き、徹底した外出の自粛を要請する。特に、20 時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で行動、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることを要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

時短要請対象外施設

以下の施設は感染防止対策の徹底等の働きかけ

病院、診療所、歯科、薬局、鍼灸・マッサージ、接骨院、柔道整復